

DV防止法とは？

DV防止法は、「配偶者からの暴力」を防止し、被害者の保護を図るために制定された法律です。このリーフレットではDVの定義や法による救済手段、DV被害者のための被害相談窓口について説明しています。

※ DV防止法の正式な名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年10月13日施行）」です。

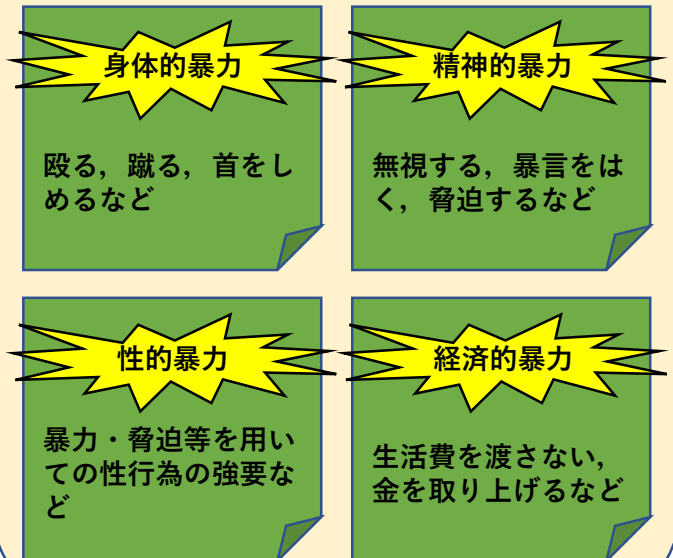


DV（配偶者からの暴力）について

DV防止法における「配偶者」とはどんな人？

- ① 婚姻の届出の有無を問わない**
「配偶者」は、籍を入れていないものの婚姻関係にあると同様の「内縁関係」や、「生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)」も含まれます。
- ② 「元配偶者」「元内縁関係」「元生活の本拠を共にする交際相手(元同棲相手)」も含む**
婚姻中に暴力を受け、婚姻後も引き続き暴力を受ける場合の『元・配偶者（※内縁関係を解消し、離婚したのと同様の事情にある「元・内縁関係」や、交際を解消した「元・生活の本拠を共にする交際相手」を含む）』も、この法律の対象になります。
- ③ 性別を問わない**
DV防止法の適用は、男性女性の別を問いません。

DVの種類



DVのサイクル

DVは、右図のようなサイクルを繰り返しながら、暴力がエスカレートしていきます。自分さえ我慢すれば…等と考えていませんか？

DVは一度取まったと思っていても、繰り返し起きる可能性が非常に高いです。ひとりで悩まず、ご相談下さい。

